

全国一律の「盛り土」規制の法整備を求める意見書

7月の大雨で発生した静岡県熱海市の大規模土石流は、死者26人行方不明1人の犠牲者を生んだ（9月3日時点）。犠牲者遺族は、原因が「盛り土」だったとして所有者を刑事告訴している。違法な盛り土を造成し、安全に管理しなかった人災に対する責任を問うためである。

甚大な被害を引き起こした原因の徹底究明と責任の明確化は再発防止にとって不可欠である。このような土石流被害は日本全国で後を絶たず、そのたびに強い規制を求める声が上がっていた。しかし、国は「盛り土」を規制する仕組みづくりを怠り、自治体任せにしてきた。

宅地を作ったり、廃棄物を埋め立てたりする場合の「盛り土」は安全対策が法律で義務付けられているが、建設工事が出る残土を処分するための盛り土を規制する法律はない。地方自治体が独自の条例を制定し規制しているが、罰金も軽く、強く規制をすることができない。自治体によって許可制、届け出制の違いがあり、悪質な業者が規制の緩い自治体に残土を運び込み、盛り土を作ることも指摘されている。不法投棄も少なくない。

抜け道を塞ぐために、規制を国に求める自治体の声は深刻である。関東地方知事会議は、「条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力になっていない」と訴え、近畿ブロック知事会は、「全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠」と提言している。

熱海市の土石流被害の後、国土交通省は盛り土の総点検を開始した。危険な盛り土を洗い出して、直ちに対策をとることが求められている。

違法な盛り土を野放しにしてきた国は、早急に残土の発生から搬出・処理に至る流れを管理する仕組みを作り、「盛り土」を厳格に規制できる法律を制定するべきである。

よって、町田市議会は、国に対して、全国一律の「盛り土」規制の法整備を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。